

○倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱

平成22年4月14日

告示第248号

改正 平成23年3月28日告示第149号

平成23年11月25日告示第674号

平成24年3月8日告示第122号

平成24年4月11日告示第200号

平成25年3月21日告示第167号

平成26年3月27日告示第176号

平成26年10月28日告示第719号

平成27年3月6日告示第123号

平成27年9月17日告示第571号

平成28年3月7日告示第113号

平成28年6月30日告示第438号

平成29年3月28日告示第174号

平成30年2月14日告示第77号

平成31年3月11日告示第136号

令和2年3月23日告示第132号

令和2年8月26日告示第568号

令和3年3月22日告示第152号

令和4年3月24日告示第129号

令和5年3月24日告示第131号

令和6年3月22日告示第131号

令和7年3月28日告示第159号

(趣旨)

第1条 自動車から排出される大気汚染物質及び二酸化炭素を削減することを目的に、本市内における電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車の購入又は充電設備若しくは充放電設備の設置（以

下「補助事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車(当該自動車検査証において、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第22号又は第29号の規定による記載のあるものを除く。))をいう。以下同じ。)であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱の規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象としての承認(以下この条において「補助対象自動車等の承認」という。)を受けたものをいう。

(2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車であって、補助対象自動車等の承認を受けたものをいう。

(3) 充電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(「(以下「電気自動車等」という。))」へ電気を充電するための普通充電設備(漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブル及びその他の装備一式を備えたものをいう。)、充電用コンセント(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の充電ケーブルのプラグの差込み口をいう。以下この号において同じ。)又は充電用コンセントスタンド(充電用コンセントが設置された<sup>きょう</sup>筐体をいう。)であって、経済産業大臣が定める電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付要綱の規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象としての承認を受けたものをいう。

(4) 充放電設備 電気自動車等と住宅等との間で電力を相互に供給することができる設備であって、補助対象自動車等の承認を受けたものをいう。

(5) 車両登録 道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録(軽自動車にあつては、同法第59条に規定する新規検査)を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める者で、市税の滞納がないものとする。

(1) 電気自動車等の購入 本市内を使用の本拠とする電気自動車等（車両登録前の車両に限る。）を購入する者で、次のいずれかに該当するもの

ア 第6条第1項の交付申請書を提出する日において普通自動車運転免許を保有し、本市に住所を有する個人

イ 本市に事務所又は事業所を有する法人（国又は地方公共団体を除く。）

ウ リース業者で、ア又はイに該当する者（市税の滞納がない者に限る。）を対象に電気自動車等のリースを行うもの

(2) 充電設備の設置 本市において次のいずれかに該当する充電設備（未使用品に限る。）を新たに設置する法人（国又は地方公共団体を除く。）、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（以下「管理組合」という。）、個人又はリース業者でこれらの者（市税の滞納がない者に限る。）を対象に充電設備のリースを行うもの

ア 店舗、事務所、施設等の駐車場その他の市民等が一般に利用することが可能である駐車場に設置するもの

イ 共同住宅又は長屋の共用部分に設置するもの

(3) 充放電設備の設置 次のいずれかに該当する者

ア 自ら居住する戸建住宅（本市内に存する戸建住宅であって、兼用戸建住宅を含む。）に自己の所有する充放電設備（未使用に限る。以下この号において同じ。）を設置する個人

イ リース業者で、アに該当する者（市税の滞納がない者に限る。）を対象に充放電設備のリースを行うもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 電気自動車等の購入に係る補助金の交付は、前条第1号ア又はイに該当する者にあつては1年度につき1回、同号ウに該当する者にあつては1年度につき当該電気自動車等のリース

先ごとに1回を限度とする。

3 補助金の交付の対象となる充電設備の設置は、一の設置場所につき1年度当たり2基を限度とする。

4 補助金の交付の対象となる充放電設備の設置は、前条第3号アに該当する者にあつては一の者につき1基、同号イに該当する者にあつては一のリース先につき1基を限度とする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付を受ける者がリース業者である場合は、当該リース業者はリース契約(契約の期間が法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間をいう。以下同じ。)以上であるものに限る。以下同じ。)を締結し、補助対象の電気自動車等、充電設備又は充放電設備に係る月々のリース料金に補助金相当額分を反映し、値下げしなければならない。

2 充電設備(第3条第2号アに規定する駐車場に設置するものに限る。以下この項において同じ。)の設置に係る補助金の交付を受ける者(リース業者を除く。)及びリース業者から補助対象の充電設備のリースを受けた者は、当該充電設備を設置する駐車場の入口等見やすい位置に充電設備を設置している旨及びその場所を示す案内板を設置し、かつ、電気自動車等を利用する全ての者に対し、当該補助事業の実施により設置した充電設備を使用させなければならない。

(交付申請)

第6条 補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、電気自動車等を購入する者にあつては車両登録の日から90日を経過する日までに、充電設備又は充放電設備を設置する者にあつては充電設備又は充放電設備を設置した日(保証書の写し又は工事施工証明書に記載された設置日をいう。以下同じ。)から90日を経過する日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類に記載された住所が電気自動車等の使用本拠又は充電設備若しくは充放電設備の設置場所と同一の場合にあつては第1号に掲げる書類を省略することができる。

(1) 住民票の写し(個人に限る。)

(2) 法人又はリース業者の登記簿謄本又は現在事項全部証明書(法人又はリース業者に限る。)

- (3) 市税の滞納がないことを証する書面
- (4) 自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されたものであって、市長が適当と認める書類の写し（電気自動車等を購入した場合に限る。）
- (5) 電気自動車等の車両全体と自動車登録番号標又は車両番号標が確認できるカラー写真（電気自動車等を購入した場合に限る。）
- (6) 運転免許証の写しその他運転免許を受けている者であることを証するもの（個人に限る。）（普通自動車運転可能なが分かるもので、有効期限内のものに限る。）
- (7) 充電設備若しくは充放電設備の保証書の写し又は工事施工証明書（充電設備又は充放電設備を設置した場合に限る。）
- (8) 設置工事前及び設置工事完了後の現場の状況を示すカラー写真（充電設備又は充放電設備を設置した場合に限る。）
- (9) 建築物全体のカラー写真（充放電設備を設置した場合に限る。）
- (10) 充電設備又は充放電設備の型式及び製造番号又はシリアルナンバーが確認できる当該充電設備又は充放電設備の銘板部分のカラー写真（充電設備又は充放電設備を設置した場合に限る。）
- (11) 設置場所の位置図（充電設備又は充放電設備を設置した場合に限る。）
- (12) 設置場所の敷地内における配置図（充電設備を設置した場合に限る。）
- (13) 土地又は建物の所有者の設置承諾書（充電設備又は充放電設備を設置する場合で、補助金の交付を受けようとする者又はリースを受ける者以外の者が所有する土地又は建物に設置する場合に限る。）
- (14) 補助対象経費の内訳が記載された注文書の写し又は契約書の写し
- (15) 補助対象経費に係る割賦販売契約書その他割賦販売契約内容を証する書類の写し（割賦販売契約を行っている場合に限る。）
- (16) リース契約書の写し（リース業者に限る。）
- (17) リース料金の算定根拠が明示されている書類（リース業者に限る。）
- (18) 領収書等代金を支払ったことが確認できる書類の写し
- (19) 管理組合の交付申請時現在の管理者が選任されたことを証する書類（管理組合が充電設備を設置した場合に限る。）

(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定するもののほか、申請者がリース業者である場合は、リースを受ける者の住民票の写し又は登記簿謄本若しくは現在事項全部証明書、市税の滞納が無いことを証する書面及び運転免許証の写しその他運転免許を受けている者であることを証するもの（普通自動車運転可能なことが分かるもので、有効期限内のものに限る。）を添付するものとする。

3 第1項第1号から第3号まで及び前項に規定する書類は、電気自動車等を購入した場合にあっては車両登録の日以後に、充電設備又は充放電設備を設置した場合にあっては充電設備又は充放電設備を設置した日以後に、交付されたものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに市長に請求書により補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出等についての帳簿その他の証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(取得財産等の管理)

第10条 補助事業者は、この補助事業により取得した電気自動車等、充電設備又は充放電設備を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間（次条において「法定耐用年数」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分等の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について法定耐用年数終了前に補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。補助事業により設置した充電設備又は充放電設備を移動しようとするときも、また同様とする。

(報告)

第12条 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告

を求めることができる。

(情報提供等の協力)

第13条 補助事業者は、本市が行う電気自動車等、充電設備及び充放電設備に関する調査に対し情報提供等の協力をするものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(平成30年7月豪雨災害に係る特例)

2 平成30年7月豪雨により所有する自動車が被災したため、平成30年7月5日から平成31年3月31日までの間に電気自動車等を購入した場合の第8条第1項の規定の適用については、同項中「車両登録の日から60日を経過する日」とあるのは「平成31年9月30日」と、同項第17号中「市長が必要と認める書類」とあるのは「被災した自動車に係る被災証明その他市長が必要と認める書類」とする。

附 則 (平成23年3月28日告示第149号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月25日告示第674号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日告示第122号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月11日告示第200号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日告示第167号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第176号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に第6条の規定により事前登録者名簿に登録されている者に対する補助金の交付については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月28日告示第719号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月6日告示第123号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に第6条の規定により事前登録者名簿に登録されている者に対する補助金の交付については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月17日告示第571号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に車両登録をするプラグインハイブリッド自動車について適用する。ただし、第6条の規定によるプラグインハイブリッド自動車に係る事前登録の手続は、平成27年10月1日から行うことができる。

附 則（平成28年3月7日告示第113号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日告示第438号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に第6条の規定により事前登録者名簿に登録されている者に対する補助金の交付については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日告示第174号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日告示第77号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日告示第136号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第132号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月26日告示第568号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

（充放電設備を設置した者に係る特例）

2 令和2年4月1日から同年8月31日までの間に改正後の第2条第7号の充放電設備を設置した者（充放電設備の保証書に記載された設置日が当該期間内である者をいう。）については、この要綱の施行の日から同年11月2日までの間に第8条第1項の交付申請を行う場合に限り、第6条の規定は適用しない。

3 前項の場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「電気自動車等に係る補助金の交付を受けようとする者及び事前登録者（第3項において「申請者」という。）は、電気自動車等を購入する者にあつては車両登録の日から60日を経過する日までに、事前登録者にあつては第6条第3項の事前登録通知書の通知日から60日を経過する日又は充電設備若しくは充放電設備の設置完了日（保証書に記載された設置日をいう。）の属する年度の末日のいずれか早い日までに、所定の交付申請書に」とあるのは「充放電設備の設置に係る補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、令和2年11月2日までに、所定の交付申請書に第6条第1項第1号から第5号までに規定する書類及び」と、同項第4号及び第5号中「第6条第2項ただし書の規定による」とあるのは「充放電設備を設置した」と、同項第16号中「事前登録者」とあるのは「申請者」と、同条第2項中「第6条第1項の事前登録申出書の提出日」とあるのは「倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和2年倉敷市告示第568号）の告示の日」とする。

附 則（令和3年3月22日告示第152号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月24日告示第129号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月24日告示第131号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市プラグインハイブリッド自動車等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月22日告示第131号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 倉敷市電気自動車導入支援補助金交付要綱 (令和4年倉敷市告示第563号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、廃止前の倉敷市電気自動車導入支援補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る財産の処分その他の取扱いについては、なお従前の例による。

- 4 この要綱による改正後の倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱

の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月28日告示第159号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

	補助対象経費	補助金の額
電気自動車等の購入	本体購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	電気自動車にあつては1台当たり15万円（購入額が15万円未満の場合は、当該購入額）、プラグインハイブリッド自動車にあつては1台当たり10万円（購入額が10万円未満の場合は、当該購入額）
充電設備の設置	本体購入費及び設置工事費（第3条第2号アに規定する駐車場に設置する場合は、第5条第2項に規定する案内板に係る購入費及び設置工事費を含む。）の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1基当たり10万円を限度とする。
充放電設備の設置	本体購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。